

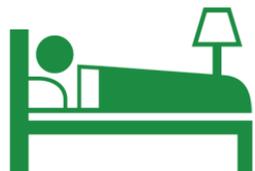
困ったときのために、

在宅医療の基礎知識

第7回全国在宅医療会議WG	資料
平成30年9月26日	2-2

在宅医療を利用できる方（例）

通院が困難。
例えば・・・



難病などで
療養が必要



末期がんなどで
家で看取りたい



医療的ケアが必要

在宅医療での医師の診療

往診

求めに応じて、都度、患者さんのお宅を医師が訪問し、ご自宅で診療を行います。

訪問診療

患者さんのお宅に計画的、定期的に医師が訪問し、ご自宅で診療を行います。

在宅療養支援診療所・病院

24時間患者さんからの連絡を受けて往診できる体制や訪問看護が可能な体制等を、確保している診療所や病院です。

在宅医療で受けられる主なサービス

かかりつけ医等が自宅などでの療養が必要だと判断した時に、以下のサービスを受けられます。

訪問診療	通院が困難な方のご自宅に 医師 が訪問し、診療を行います。
訪問歯科診療・ 訪問歯科衛生指導	通院が困難な方のご自宅に 歯科医師・歯科衛生士 が訪問し、歯の治療や入れ歯の調整、口腔健康管理や飲み込みの評価などを行います。
訪問看護	住み慣れたご自宅で療養生活を送れるよう、医師との連携のもと 看護師等 がご自宅に訪問し、処置や療養上の世話をを行います。
訪問薬剤管理	医師から処方された薬を、 薬剤師 がご自宅に届け、薬の飲み方や服薬の確認・説明・管理を行います。
訪問リハビリテーション	通院が困難な方のご自宅に 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 が訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上のため、排泄の訓練や家屋の適切な改造等の指導などを行います。
訪問栄養指導	管理栄養士 がご自宅に訪問し、病状や食事の状況、栄養状態や生活の習慣に適した食事等の栄養管理の指導を行います。

在宅医療について



編集：○○○○○

通院が難しくなったときや、退院後、お住まい※で医療を提供します。

困ったときのために、前もってかかりつけの医師やケアチームと相談しあって色々な選択肢を見つけておきませんか？

★ 介護サービスの利用についてもいまから調べておきましょう！

- 要介護認定の申請場所・方法
- 近くの地域包括支援センター
- 介護サービスの内容



病院
診療所

ケース
1

病状が進むなどで入院し、退院後に自宅などでの在宅医療へ

ケース
2

通院から自宅などでの在宅医療へ

在宅医療

～ 自宅などで受ける医療～

※ 例えば、年齢・疾患・病状によって、自宅のほか老人ホーム等のお住まいで、医療を受けることも可能。

在宅医療では

医師との連携のもと、

それぞれの専門知識をもつ医療職がお住まいを訪問し

専門的なサービスを提供しています。

訪問診療

医師

訪問歯科診療

歯科医師
歯科衛生士

訪問薬剤管理

薬剤師

看護師

訪問看護

理学療法士
作業療法士
言語聴覚士

訪問リハビリテーション

管理栄養士

訪問栄養指導

お住まい

※地域によって受けられるサービスが異なる場合もありますので、ケアマネジャー等とも相談しましょう。各サービスの内容は、裏面をご参照ください。